ASBJ 実務対応報告公開草案第 70 号「非化石価値の特定の購入取引における需要家の会計処理に関する当面の取扱い(案)」に対する意見提出（2025.5.29）

ASBJ（企業会計基準委員会）は、バーチャル電力購入契約（Virtual Power Purchase Agreement）（以下「バーチャル PPA」と言う）において取引される非化石価値に係る需要家の会計処理について、主に需要家による非化石価値の購入取引の性質を踏まえた実務上の取扱いについての提案に対する意見の募集を 2025 年 3 月 11 日に公表した。

経理委員会では、IFRS との整合性等も踏まえた上で、需要家以外のバーチャル PPA 取引当事者（発電事業者・小売事業者）における取扱いも含めた全般的な会計処理の検討を求める旨の意見等をとりまとめ、2025 年 5 月 29 日、ASBJ に提出した。

政一発 第 010 号
2025 年 5 月 29 日

企業会計基準委員会 御中

一般社団法人 日本貿易会
経理委員会

実務対応報告公開草案第 70 号「非化石価値の特定の購入取引における需要家の会計処理に関する当面の取扱い(案)」に対する意見提出の件

以下は、実務対応報告公開草案第 70 号「非化石価値の特定の購入取引における需要家の会計処理に関する当面の取扱い(案)」(以下「本公開草案」と言う)に対する一般社団法人日本貿易会経理委員会(以下「当会」と言う) のコメントである。一般社団法人日本貿易会は、日本の貿易商社及び貿易団体を中心とする貿易業界団体であり、当会は、本邦会計基準及び国際会計基準への対応を主な活動内容の一つとしている（末尾に当会の参加会社を記載）。

質問 1－本公開草案で提案している会計処理に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

・ 本公開草案を適用する契約の範囲（本公開草案第 2 項及び BC6 項から BC9 項）
本公開草案を適用する契約の範囲について同意しない。
需要家の処理を定めるにあたり、発電事業者と需要家の相対契約に加え、特定卸供給事業者（アグリゲーター）と需要家の相対契約及び小売電気事業者と需要家の相対契約についても検討対象とすべきと考える。アグリゲーター及び小売電気事業者が相対で需要家に売却するようなケースもあると考えられるものの、本公開草案における契約の範囲から当該契約は対象外となっていると考えられる。需要家としては発電事業者・アグリゲーター・小売電気事業者いずれから購入しても経済実態は変わらないことから、発電事業者と需要家との契約と同様の扱いとすることとして規定を加えることをご検討いただきたい。

・ 本公開草案の対象者の範囲（本公開草案第 1 項、第 3 項(2)及び BC5 項）
「需要家」「自己使用」の定義に明確化の余地がある。結論の背景 BC12.(9)等を通じて、非化石価値の使用とは温対法の報告等に使用する事を企図していると認識しており、自己使用とは購入した非化石価値を自社（需要家）の斯様な報告等に反映することと理解している。つまり、IFRS 第 9 号で定義される「自己使用の例外規定」における「自己使用」とは、同じ単語であっても全く別物であると理解するが、明確な定義がなされないと利用者側で混乱が生じる懸念があり、想定する自己使用の定義について、第 3 項用語の定義にて言及することをご検討いただきたい。また必要に応じて、結論の背景において、IFRS の定義と異なる旨も記載いただきたい。

質問 2－本公開草案は、本公開草案の範囲では特段の開示を求めないことを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

同意する。

質問 3－本公開草案における適用時期及び経過措置に関する提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

同意する。

質問 4－現在検討されている制度変更の可能性への対応として(1)及び(2)の考え方に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

同意する。

質問 5－その他、本公開草案に関して、ご意見があればご記載ください。

・ 昨今国内でバーチャル PPA が普及してきている状況下、会計上の取扱いを検討するにあたり早期の対応が必要であることに鑑み、より広範囲に影響があると考えられる需要家側の取扱いを先に定める、という方針及び提案の内容には同意する。一方、非化石価値取引に関連する IFRS 第

9 号が先行して改訂されたことを踏まえ、国際的な比較可能性の観点から、需要家以外のバーチャル PPA 取引当事者（発電事業者・小売事業者）における取扱いも含めた全般的な会計処理の検討を、IFRS 第 9 号の改訂内容も踏まえつつ、早期に進めていただきたい。また、今後需要家以外の事業者についても基準開発の可能性があるのであれば、事業者・トレーダーの会計処理の変更などの予見可能性を高める観点で、想定される時間軸に付き公表にあたって等の文書などにおいてご教示いただきたい。

・ バーチャル PPA はデリバティブの定義を満たすか否かについては、会計制度委員会研究報告第 17 号「環境価値取引の会計処理に関する研究報告 － 気候変動の課題解決に向けた新たな取引への対応 －」で議論となっていた。本公開草案が対象とするバーチャル PPA についてはデリバティブに該当しない前提での会計処理を提案しているものの、本公開草案の範囲となる非化石価値の特定の購入取引についてはデリバティブに該当しない旨は改めて明記すべきと考える。

以 上

一般社団法人日本貿易会
〒100-0013
東京都千代田区霞が関三丁目 2 番 1 号
霞が関コモンゲート西館 20 階

経理委員会委員会社
伊藤忠商事株式会社
稲畑産業株式会社
岩谷産業株式会社
兼松株式会社
興和株式会社
CBC 株式会社
JFE 商事株式会社
神栄株式会社
住友商事株式会社
双日株式会社
蝶理株式会社
豊田通商株式会社
長瀬産業株式会社
日鉄物産株式会社
野村貿易株式会社
阪和興業株式会社
株式会社ホンダトレーディング
丸紅株式会社
三井物産株式会社
三菱商事株式会社